

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 地方自治法第二百五十二条の三十六第一項の規定により包括外部監査契約を締結した件 一六九
- 土壤汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件 一七〇
- 産業廃棄物処理施設設置の許可の申請があった件 一七〇
- 土地改良区の定款の変更を認可した件四件 一七〇
- 県営土地改良事業計画を定めた件 一七〇
- 土地改良法により換地処分をした件 一七〇
- 保安林の指定を解除する予定である件 一七〇
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 一七〇
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 一七〇
- 道路の区域を変更する件 一七〇
- 海岸保全区域として指定する件 一七〇
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 一七〇
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件 一七〇
- 県営土地改良事業の工事が完了した件四件 一七〇
- 浸水想定区域を指定した件 一七〇
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 一七〇
- 随意契約の相手方を決定した件 一七〇
- 職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則 一七〇

告 示

福島県告示第三百三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、包括外部監査契約（以下「契約」という。）を次のとおり締結した。なお、契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しは、この告示の日から三十日間、福島県総務部人事総室職員研修課において一般の閲覧に供する。

令和八年四月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 契約を締結した者の氏名及び住所
田中 亮 福島県郡山市堤下町三番十四号 レーベン郡山七〇五号
- 二 契約の期間の始期
令和八年四月一日
- 三 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本調査費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算
- 四 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算額に相当する額の範囲内における概算払並びに実績報告に基づく精算払

（職員研修課）

福島県告示第三百四十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

令和八年四月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定する区域
伊達郡桑折町字田植六番一及び六番十の各一部で次の図に示す区域
- 二 指定する区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壤含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壤汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類
（一）土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
一・二―ジクロロエチレン
- （二）土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
なし
- 二 指定する区域
伊達郡桑折町字田植六番十の一部で次の図に示す区域
- 三 指定する区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合

- 合していない特定有害物質の種類
 - (一) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
 - (二) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
なし

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県北地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。)

(水・大気環境課)

福島県告示第三百五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百七十七号。以下「法」という。)第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設を設置しようとする者から許可の申請があつたので、次のとおり告示する。その申請書及び同条第三項に規定する当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供する。

なお、この申請に関し利害関係を有する者は、法第十五条第六項の規定により、意見を提出することができる。

令和八年四月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請及び申請書等の縦覧に係る事項
 - 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
環境省福島地方環境事務所 所長 名倉 良雄
福島県福島市栄町十一番二十五号 AXCビル六階
 - 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
福島県双葉郡双葉町大字細谷字大森百三十七番二 外七十筆
 - 3 産業廃棄物処理施設の種類の種類
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第三号に規定する汚泥の焼却施設兼同条第五号に規定する廃油の焼却施設 一基
 - 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 - (一) 汚泥
 - (二) 廃油
- 5 申請年月日
令和八年三月十七日
- 6 縦覧場所
 - (一) 福島県相双地方振興局県民環境部環境課
福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地
 - (二) 双葉町住民生活課
福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西七十三番地四
- 7 縦覧期間及び縦覧時間

令和八年四月二十四日から同年五月二十五日まで(福島県の休日を含め、(福島県の休日を含め、平成元年福島県条例第七号)に規定する県の休日を除く。)の午前九時から午後五時まで

- 二 意見書の提出に係る事項
 - 1 提出期限
令和八年六月九日
 - 2 提出先
福島県相双地方振興局県民環境部環境課
福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地

3 意見書の記載事項(いずれも日本語で記載すること。)

- (一) 提出しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (二) 対象事業の名称
- (三) 具体的な利害関係の内容
- (四) 生活環境の保全上の見地からの意見

(産業廃棄物課)

福島県告示第三百六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、須賀川市土地改良区から令和八年四月三日付けで申請のあつた定款の変更について、同月十六日認可した。

令和八年四月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第三百七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、郡山市多田野土地改良区から令和八年三月三十一日付けで申請のあつた定款の変更について、同月十六日認可した。

令和八年四月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第三百八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、三穂田土地改良区から令和八年四月三日付けで申請のあつた定款の変更について、同月十六日認可した。

令和八年四月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第三百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、郡山市東部土地改良区から令和八年四月七日付けで申請のあった定款の変更について、同月十六日認可した。

令和八年四月二十四日

福島県知事 内堀雅雄
（農村計画課）

福島県告示第三百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、幾世橋地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年四月二十四日

福島県知事 内堀雅雄
（農村計画課）

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年四月二十七日から
同 年五月十八日まで
（二十二日間）

三 縦覧の場所

浪江町役場

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村計画課）

福島県告示第三百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和八年四月八日山口地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

令和八年四月二十四日

福島県知事 内堀雅雄
（農村基盤整備課）

福島県告示第三百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和八年四月二十四日

一 解除予定保安林の所在場所

耶麻郡猪苗代町大字中小松字西浜甲一六一四の一四二

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（森林保全課）

福島県告示第三百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和八年四月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市平下高久字牛転二三七の一、二三九、二四〇、二四四

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定実施要件

（一）立木の伐採の方法

（1）主伐は、択伐による。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（一）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市小川町西小川字田尻一の一、一の一、字上谷地四六の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定実施要件

（一）立木の伐採の方法

（1）主伐に係る伐採種は、定めない。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市三和町渡戸字弓張木九五の二九、九五の三六
保安林として指定された目的
- 2 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 四1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市三和町合戸字細戸一八八から一九一まで
保安林として指定された目的
- 2 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 五1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市三和町上永井字高戸二二七の一、一三八の一、一三九の一、一四〇の一、一四一、一四二の一、一四三、一四四の二
保安林として指定された目的
- 2 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第三百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年四月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
- 玉川キミヨ 玉川一郎 玉川丑次郎 玉川紀市 玉川金八 玉川郡平 玉川才次
- 玉川常雄 玉川誠 玉川猪松 玉川猪松 玉川長喜 玉川弥太郎 玉川鉢作 玉川徳次 星久一郎 星充 長沼悟詮 玉川伊作 稲本忠 星弥三次 大竹彰 大竹正衛 大竹仙藏 大竹清太郎 鹿目佐助 鹿目博 鹿目邦彦 芳賀伊與吉 芳賀源五郎 芳賀新八 芳賀清七郎 芳賀盛雄 芳賀藤五郎 芳賀彦太郎 芳賀弥三郎 芳賀由太郎 芳賀留五郎 芳賀留五郎 芳賀留四郎 芳賀力太郎 芳賀定江 五十嵐嘉重 五十嵐昭一 渡部誠 室井郡藏 室井忠 室井祐一郎 室井廣八 室井廣美 星喜平 星平 星熊造 星賢次 星虎喜 星治郎作 星静 星長藏 星弥重 星静 渡部金義 渡部己之吉 渡部徹 渡部己之吉 渡部昇平 稲本勇吉 菊地儀造 菊地好正 菊地庄左久 菊地直美 菊地武 菊地弥作 小股喜平 小股由松 小椋徳平 小椋徳平 星ウタ 星キヨノ 星キヨノ 星ソメ 星ハルノ 星ヒロシ 星ブン 星角平 星勘七 星亀吉 星亀寿 星義夫 星吉百 星金三郎 星源吾 星源兵 星重三 星重寿 星重松 星信作 星清吉 星盛 星静 星浅吉 星惣右工門 星惣吾 星惣次 星忠勝 星忠之介 星長三郎 星長八 星藤三 星藤夫 星半左工門 星半左衛門 星武司 星房太郎 星友次 星友次 星和夫 星彌三次 星眞午 星徳一 大竹マン 大竹伊左次 大竹幸助 大竹幸平 大竹忠左工門 大竹良一 大竹良一 渡部久一 渡部直衛 湯田アサ子 湯田安嗣 湯田安造 湯田字介 湯田皆藏 湯田吉三郎 湯田幸作 湯田幸四郎 湯田三郎 湯田司 湯田勝 湯田庄一 湯田庄吾 湯田庄平 湯田昇司 湯田忠得 湯田猪之松 湯田長一 湯田長四郎 湯田貞吉 湯田寅之助 湯田武市 湯田文吉 湯田平次郎 湯田明衛 湯田弥七 湯田信吾 湯田萬吉 湯田徳造 齋藤トク 稲本勇吉 星一 湯田徳造 渡部常次郎 渡部直 渡部榮子 株式会社福島農工銀行 福島農工銀行 児山文章 星信雄 児山佐太郎 遠藤源次 遠藤昭八 遠藤敏子 五十嵐久太郎 五十嵐久平 児山甚三郎 小山栄吉 渡部伊八 渡部卯之吉 渡部喜代作 渡部儀作 渡部久三郎 渡部熊吉 渡部四五工門 渡部庄次郎 渡部昇 渡部常太郎 渡部竹松 渡部長太郎 渡部美和子 渡部彦七 渡

部林太郎 渡部知之吉

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和八年農林水産省告示第二百七十六号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第三百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年四月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 鈴木政男 阿部初 愛川義勇 愛川博士 伊藤喜夫 井戸川チヨ 荻野一之 荻野茂男 関口健一 岩佐博 吉田昭 吉田依造 金沢吉次 榎田庄藏 熊谷ハナ 熊谷長重 高木利政 国井勝藏 根本竹次郎 佐久間盛男 佐々門秋志 佐藤誠 佐藤博 佐藤金興 佐藤佐内 佐藤三男 佐藤三郎 佐藤重二 佐藤森義 佐藤政光 佐藤千代 坂本アイ子 坂本勝重 山田金助 市毛政好 志田恒政 柴崎正 柴崎徳夫 秋場武一 小松雅孝 小野忠仁 小野武雄 小林猪三郎 松本義頭 松本司郎 松本次雄 松本良一 上平孝秀 新妻晴夫 神勇吉 菅波登 菅波寿子 菅波忠男 制野銀四郎 西山ツル 西山清三 斉藤徳二 川名茂重 浅田金吾 草野好 草野剛 草野清 草野勇 草野シナ 草野セイ 草野ヨネ 草野エイ 草野一郎 草野栄行 草野広文 草野綱次郎 草野三三 草野昌光 草野政春 草野正一 草野正一郎 草野正保 草野長治 草野定信 草野鉄夫 草野豊一 草野末吉 草野眞平 草野高保 足立金一郎 大河原徳衛 大橋金一 大柳森司 大柳武雄 大曾根満 大平正 大平喜三 大平忠一 大平敏子 沢田徳寧 丹野政男 中柴十一郎 中村幸助 中野新 仲野谷稔 猪狩源一 長塩友吉 長谷川ミノ 長谷川忠一 田久一義 田久一寿郎 田久寛一 田久亀吉 渡辺ハナエ 渡辺秀治 渡辺重寿 渡辺長治 渡辺武夫 渡辺房一 藤井正男 藤本周栄 日西清長 白井一郎 白石初治 箱根清 箱根春雄 箱崎ヤス 飯沢豊次 飯沢與助 飯野夏雄 武田清 福田シン 平山九兵衛 平沢勝巳 平沢徳藏 面川仁助 門間門藏 野川譲 野村四郎 柳内ステ子 柳内絹子 柳内芳弥 両角久衛 鈴木登 鈴木務 鈴木勇 鈴木スエ 鈴木マツ 鈴木ヤイ 鈴木一栄 鈴木一良 鈴木一郎 鈴木義治 鈴木慶助 鈴木三男平 鈴木春次郎 鈴木丈夫 鈴木正子 鈴木忠直 鈴木定助 鈴木年丸 鈴木博文 鈴木繁造 鈴木末雄 鈴木高嘉 鈴木高義 柳内良策 柳内林平 高木保 高木嘉章 高木與四郎 高木良一

小林丈男

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和八年農林水産省告示第二百七十四号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第三百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和八年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般国道 二八九号	南会津郡下郷町大字南 倉沢字木賊八四四番五 地先から 同 郡同 町大字南 倉沢字猪番場山八四一 番一九地先まで 南会津郡下郷町大字大 松川字塚ノ前乙五九六 番三地先から 同 郡同 町大字南 倉沢字猪番場平八四〇 番二一地先まで	変更前 七・〇〇 一九・七	A 七・〇〇 一九・七	二、〇七九・三
	南会津郡下郷町大字大 松川字塚ノ前乙五九六 番三地先から 同 郡同 町大字南 倉沢字猪番場平八四〇 番二一地先まで	変更後 一一・〇〇 一六五・〇	B 一一・〇〇 一六五・〇	六、二〇九・五

福島県告示第三百十七号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、次の区域を海岸保全区域として指定する。
なお、海岸保全区域として指定する件（昭和五十八年福島県告示第五百二十号）は、廃止する。

令和八年四月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

（道路計画課）

海岸名	区	域
勿来漁港海岸 九面地区海岸	一 基点及び補助点の位置（公共座標第Ⅹ座標系）	
	基点1 X九六六・二二・三三七 Y八五一六一・六〇八の点	
	基点2 X九六四六九・二四四 Y八五一四三・九〇二の点	
	基点3 X九六三四九・二六二 Y八五一四一・八〇九の点	
	基点4 X九六二六二・八三五 Y八五一五七・〇四九の点	
	基点5 X九六一八三・七九二 Y八五二〇〇・三二四の点	
	基点6 X九六一一九・八五八 Y八五二七四・六八四の点	
	基点7 X九六〇八六・九九六 Y八五三三六・四九〇の点	
	基点8 X九六一一六・八五四 Y八五三六〇・六六九の点	
	補助点1 X九六〇七〇・六二二 Y八五四四三・二二五の点	
	補助点2 X九六〇九六・七九五 Y八五四六四・四二二の点	
	補助点3 X九六一七七・一六七 Y八五四九六・四二二の点	
	補助点4 X九六二五三・六一一 Y八五五五八・三二六の点	
	補助点5 X九六四二七・一九四 Y八五五七〇・七九四の点	
	補助点6 X九六四二六・二〇七 Y八五四四九・七四七の点	
	補助点7 X九六六一三・八五八 Y八五四四九・九四四の点	
二 区域		
九面地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、補助点1、補助点2、補助点3、		

補助点4、補助点5、補助点6及び補助点7を順次直線で結んだ線並びに補助点7と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

（港湾課）

公 告

公告第九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。
令和八年四月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
そうま土地改良区
就任した役員
役別 氏名 住所
理事 阿部 勝弘 相馬市新沼字鹿島前二二三番地の一

（農村計画課）

公告第九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
令和八年四月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
母畑地区土地改良区
退任した役員
役別 氏名 住所
理事 佐久間 進 白河市東下野出島字字井一八一番地
就任した役員
役別 氏名 住所
理事 富永 進 白河市東下野出島字八内二七六番地

（農村計画課）

公告第九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和八年四月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
請戸川土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

双葉郡浪江町大字室原字北町尻三番地

理事 吉田 栄光

同 郡双葉町大字新山字下条一・二六番地の二

同 伊澤 史朗

同 郡相馬市原町区上北高平字比丘尼沢二〇二番地

同 門馬 和夫

同 双葉郡浪江町大字北幾世橋字内匠町六番地二

同 泉田 重章

同 南相馬市小高区川房字清水一八七番地

同 志賀 稔宗

同 市小高区吉名字西長垣七番地

同 小牛田 一男

同 市小高区浦尻字原田二番地

同 竹野 光雄

同 双葉郡浪江町大字川添字南大坂五六番地二

同 安部 善治

同 郡同 町大字立野字雁北二番地

同 中野 弘寿

同 南相馬市小高区上根沢字水溜四一番地の二

同 早川 英夫

同 市鹿島区寺内字仏方六〇番地の二

同 吉田 頼長

同 双葉郡浪江町大字加倉字下加倉三四五番地四

同 大浦 泰夫

同 南相馬市小高区岡田字北ノ内三〇番地

同 杉本 正宏

同 双葉郡浪江町大字小野田字沢目一番地

同 星 光美

同 郡同 町大字田尻字上ノ原八番地

同 桑原 泉

同 郡同 町大字津島字仲野作三二番地

同 氏家 勝則

同 郡同 町大字下羽鳥字山田畑二一番地

同 伊澤 和夫

同 郡同 町大字下野田字仲野寺一〇五番地

同 澤上 榮

同 郡同 町大字小野田字仲野寺一〇五番地

同 愛澤 格

同 南相馬市小高区片草字片草畑一・二四番地の二

同 井戸川 節夫

同 双葉郡双葉町大字洪川字西羽竜畑二二番地

同 西尾 富雄

同 郡浪江町大字酒井字井戸川前五六番地

同 谷田 謙一

同 郡浪江町大字酒井字井戸川前五六番地

就任した役員

住所

双葉郡浪江町大字室原字北町尻三番地

役別 氏名

同 郡双葉町大字新山字下条一・二六番地の二

理事 吉田 栄光

同 南相馬市原町区上北高平字比丘尼沢二〇二番地

同 伊澤 史朗

同 市原町区日の出町三二五番地の二

同 門馬 和夫

同 双葉郡双葉町大字寺沢字唐沢一六〇番地

同 清野 久子

同 郡浪江町大字北幾世橋字内匠町六番地二

同 石田 恵美

同 南相馬市小高区川房字清水一八七番地

同 泉田 重章

同 市鹿島区寺内字仏方六〇番地の二

同 志賀 稔宗

同 市小高区岡田字北ノ内三〇番地

同 吉田 頼長

同 市小高区岡田字北ノ内三〇番地

同 杉本 正宏

同 市小高区岡田字北ノ内三〇番地

同 桑原 泉 双葉郡浪江町大字田尻字上ノ原八番地

同 氏家 勝則 同 郡同 町大字津島字仲野作三二番地

同 伊澤 和夫 同 郡双葉町大字目畑字反町一・二一番地

同 紺野 忠 南相馬市小高区小高字上広畑一三番地

同 末 芳治 同 市小高区上根沢字水溜一一番地の二

同 佐藤 清明 同 市小高区浦尻字中林崎七九番地の二

同 吉田 邦彦 同 双葉郡浪江町大字樋渡字江添四五番地

同 山田 勝広 同 郡同 町大字大堀字中平二五番地

同 吉田 晴巳 同 郡同 町大字荻宿字原下九八番地

同 高野 順 同 郡同 町大字立野字根岸一七九番地一

同 吉田 建一 同 郡双葉町大字洪川字田中三四番地の二

同 渡邊 隆雄 南相馬市小高区飯崎字杉平二五二番地の四

同 大浦 泰夫 同 双葉郡浪江町大字加倉字下加倉三四五番地四

同 横山 泰仁 同 郡双葉町大字長塚字町二三番地の二

同 渡邊 泰彦 同 郡浪江町大字権現堂字漆原一五番地

(農村計画課)

公告第九十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百十三条の三第三項の規定により、永谷地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(中山間地域総合整備事業)の工事は令和八年三月二十三日完了したので公告する。

令和八年四月二十四日

福島県知事 内堀雅雄 (農村計画課)

公告第九十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百十三条の三第三項の規定により、地見城地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)の工事は令和八年三月二十五日完了したので公告する。

令和八年四月二十四日

福島県知事 内堀雅雄 (農村計画課)

公告第九十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百十三条の三第三項の規定により、山口地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)の工事は令和八年三月二十四日完了したので公告する。

令和八年四月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

公告第九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、西向地区に係る県管農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）の工事は令和八年三月二十三日完了したので公告する。

令和八年四月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

公告第百号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、潤谷川、上真野川、大日川、武須川、水無川、大木戸川、笹部川、境堀川、北川、宮田川、岩落川、夫沢川、熊川、境川、大川原川、北迫川、浅見川、折木川及び広野川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県相双建設事務所企画管理部管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年四月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

（河川整備課）

公告第百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、大熊町から富岡都市計画公園の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和八年四月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第102号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年4月24日

福島県知事 内堀雅雄

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 - 免許証カード基体（IC） 予定数量358箱
 - インクリボンカセット（IC） 予定数量164箱
 - 運転経歴証明書用カード基体 予定数量17箱
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和8年3月11日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - 1の(1)に掲げる物品等 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
 - 1の(2)に掲げる物品等 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
 - 1の(3)に掲げる物品等 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
- 随意契約に係る契約金額
 - 1の(1)に掲げる物品等 1箱当たり458,100円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
 - 1の(2)に掲げる物品等 1箱当たり140,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
 - 1の(3)に掲げる物品等 1箱当たり150,600円（消費税及び地方消費税に相当する

- 額を除く。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(入札用度課)

福島県人事委員会

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月二十四日

福島県人事委員会

委員長 千葉悦子

福島県人事委員会規則第十三号

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用試験に関する規則(昭和五十七年福島県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第三福島県職員(資格免許職)採用候補者試験の項第二号及び福島県市町村立学校栄養職員採用候補者試験の項中「栄養士の」を「栄養士又は管理栄養士のいずれか一つ以上の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(採用給与課)